

藤沢市事務分掌条例の一部改正について
藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

藤沢市事務分掌条例(昭和59年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項8を削り、同表財務部の項の次に次のように加える。

防災安全部	1 防災危機管理及び防災対策に関すること。 2 防犯及び交通安全に関すること。
-------	--

第2条の表市民自治部の項8を削り、同表中

生涯学習部	生涯学習推進の総括に関すること。	を
福祉部	1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。	
保健医療部	1 保健衛生に関すること。 2 保健医療及び健康増進に関すること。 3 医療保険及び国民年金に関すること。	

生涯学習部	1 生涯学習推進の総括に関すること。 2 東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に関すること。	」
福祉健康部	1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 保健医療及び健康増進に関すること。	

に改め、同表計画建築部の項に次のように加える。

3 住宅政策に関すること。

第 2 条の表中

土木部	1 道路及び道路交通施設に関する事 2 下水道及び河川に関する事。	を
道路河川部	1 道路及び道路交通施設に関する事 2 河川に関する事。	
下水道部	下水道に関する事。	

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、平成 2 9 年度組織改正に伴い、部の名称及び所掌事務の変更等、所要の改正をする必要による。